



行動基準

① 法令等の遵守について

- ・国内外の法令および規則等を遵守し、社会規範およびグループ企業理念に基づき行動する。

② 人権の尊重について

- ・個人の人格、多様な価値観、個性を尊重し、すべての基本的人権を尊重する。
- ・事業活動に関わる全てのステークホルダーの人権を尊重する。
- ・事業活動を行うそれぞれの国や地域で適用される法令、規制を遵守する。
当該国における法令、規制と国際的な人権基準が異なる場合には、国際的に認められた人権を尊重する方法を追求する。
- ・従業員一人一人の人権が尊重される安全で働きやすい職場環境の整備に努める。
- ・ハラスメントのない健康で安全な労働環境を提供し、最低賃金の確保、適正な労働時間の管理、プライバシーの保護を尊重する。
- ・いかなる形態の強制労働や児童労働、人身売買も認めない。

③ 利益相反行為の禁止について

- ・会社の利益に反する行為をしない。
- ・社命または会社の承諾なくして他の会社の役員または従業員となることはできない。
- ・会社の業務に関して自己の利益を図ることはできない。
- ・会社の業務に関して社外から業務の委嘱または報酬を受ける場合には、あらかじめ会社の承認を得なければならない。

④ 利害関係者との交際について

- ・業務上の利害関係者との、社会通念を逸脱する過大な接待、物品の授受は不正な取引の疑念を抱かれやすいので慎むこと。
- ・国内外の公務員に対し、贈賄行為や不正な利益の供与・申し出・約束を行なわない。
- ・業務上の地位を利用し、または不当、不正な手段により他から金品を借用、使用し、あるいは授受を行なうことはできない。

⑤ 労働環境について

- ・個人の基本的人権を尊重し、良好な労働環境の整備に努める。
- ・職場での地位や職権を利用し、業務上の権限の適切な範囲を超えて、人格を無視する
又は個人の尊厳を侵害する言動により、相手に精神的又は身体的な苦痛を与える、あるいは職場環境を悪化させる行為をしない。
- ・社内における虚礼、儀礼的交際は控え、社会常識的な範囲の交際にとどめる。

⑥ 知的財産権の尊重について

- ・知的財産権（特許権、実用新案権、商標権、著作権、営業秘密、ノウハウ等）の侵害は、民事上と刑事上の責任を問われるので、書籍、新聞記事、ソフトウェア等の複製、コピー等の取扱いには充分注意すること。

⑦ 税法関連について

- ・適正な会計処理、税務処理のために帳簿、証憑の整備を心がける。

⑧ 情報管理について

- ・会社の保有する顧客に係る情報・営業に係る情報・システム情報・経営に係る情報等事業運営上の重要な情報（以下「社内情報」という。）は外部に漏洩しないように管理する。
- ・証券取引法に定める「上場会社等に係る業務等に関する重要事実」を知った社員は、当該情報の公表があるまで株式等の売買を行うことはできない。（インサイダー取引の禁止）
- ・会社退職後においても社内情報は外部に漏洩しない。

⑨ 公私混同について

- ・会社経費の私的利用はできない。
- ・業務において使用する事務用什器、備品、消耗品の私的な利用は厳に慎むこと。
- ・会社の許可なく、業務以外の目的での会社の施設等の使用はしない。

通報窓口

- ・「行動基準」に抵触するような行動があった場合は、別途定める「コンプライアンス通報窓口取扱規程」に従い通報する。

罰則

- ・法令の違反者、「行動基準」に抵触し会社に重大な悪影響をもたらした行為者は「就業規則」に従い処罰され、かつ会社に損害が生じたときには賠償責任を負うこともある。

2003/11/21 制定

2006/07/01 改定

2018/07/25 改定

2021/10/29 改定